

課題		調査表該当項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度(案)
① 市民に身近な鑑賞機会のあり方	(a) 文化芸術に親しむきっかけづくり	基本方針1「参加のきっかけづくり」 施策2「気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくり」	各所管課が工夫をして講座や鑑賞会等を実施しながら、より多くの市民が気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくりに取り組んでいること、活動者が意見交換できる場の提供や文化芸術活動ができる施設があるなど、計画的に文化芸術を支える環境づくりを進めていることは評価できる。 今後も引き続き、より多くの市民が文化芸術に親しむことができる機会づくりの充実を一層図るとともに、文化芸術活動ができる施設の拡充について検討されたい。	子ども(園児)向けに実施している観劇などを通して、豊かな感性を育み、文化施設での鑑賞マナーを身に付けるなどに取り組んでいること、新しい生活様式を踏まえ、オンラインによる事業実施などは評価できる。 今後も引き続き、様々な世代が文化芸術活動へ参加する機会づくりの充実や、新型コロナウイルス感染症の状況に関わらず、文化施設などで整備されるインターネット環境の活用を図られたい。	各所管課がコロナ禍であっても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて工夫をしながら、市民が気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくり、子どもが文化芸術に出会うきっかけづくりに取り組み、数多くの事業を通じて多くの市民が参加できたことは評価できる。 一方で、せっかくの多様な事業が充分市民に知られていない部分もあるのではないか。引き続き、より多くの市民が身近に感じられる鑑賞機会のあり方について充実を図るとともに、従来の方法に捉われず、社会の変化に応じた新たな実施形態の模索を進め、様々な媒体を活用した効果的な方法で市民への周知を図り、西東京市の新たな文化を創り出していくことを期待したい。
	(b) 子どもの頃から文化芸術に親しめる機会の提供	基本方針1「参加のきっかけづくり」 施策3「子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり」			
	(c) 地域の文化資源・人的資源を生かした地域文化の魅力づくり	基本方針4「伝統文化等の継承」 施策1「文化財の保存・継承と活用」 施策2「地域の特色となる文化芸術の形成」			
	(d) 文化芸術活動を支える拠点の保全と更新に向けた検討	基本方針2「市民が活動しやすい環境づくり」 施策2「市民の文化芸術活動を支える環境づくり(文化施設のあり方)」			
② 文化芸術活動の担い手を広げる取組の推進	(a) 活動団体の支援	基本方針3「文化芸術を担う人づくり」 施策1「自立的な文化芸術活動の推進」	多様な文化ボランティアの育成や活躍の場があること、文化芸術活動を行う団体同士や大学等との連携を通して、各所管課が文化芸術活動の担い手を広げる取組を推進していることは評価できる。 今後も引き続き、文化芸術活動を行う団体同士や大学等との連携を図るとともに、文化芸術の担い手を広げるための情報発信について、これまで以上に多様な手段を活用することを検討されたい。	新たなボランティアの登録制度を創設し、ボランティアの仕組み作りを実施したこと、また、民間活力により地域の魅力の共有・共感を醸成するための「駅前発信プロジェクト」の実施などは評価できる。 今後については、登録者数の明記や目標数などを設定すること、また、引き続き、地域の方々や団体等に「駅前発信プロジェクト」が利用され、興味を持った方々が新たな担い手として広がるよう、さらなる活用を検討されたい。	文化芸術活動の担い手である市民の育成、活動支援については、後継者の育成、教育機関との連携、補助金等の支援制度の情報を市民にどう届けるかなど、様々な課題がある。これらの課題に対して、市民の自立的な活動を支えることを目指した各所管課の取り組みは評価できる。その知見を共有し、関係各部署、活動団体間の連携をさらに進めていくことが今後も重要である。また、多様かつ多世代にわたる市民に届くためのより効果的な情報発信のあり方の検討、事業者も含めた関係者とのさらなる連携、漫画・アニメ等のメディア文化や歴史文化等の市内の文化資源の掘り起こし、子どもや子育て世代への積極的なアプローチなどを通して、文化芸術活動の担い手をさらに広げていくことを期待したい。
	(b) 文化芸術活動を応援し、支える気運の醸成	基本方針3「文化芸術を担う人づくり」 施策3「文化芸術を支える人材の育成と活用」			
	(c) 活動団体の連携による地域への展開	基本方針3「文化芸術を担う人づくり」 施策4「多様な文化芸術の担い手を広げる取組の推進」 基本方針5「交流による活動の拡大・活性化」 施策3「多様な担い手の連携によるまちづくりへの促進」			
	(d) 市民と地域の文化芸術活動を結びつける効果的な情報発信	基本方針1「参加のきっかけづくり」 施策4「市民に届く効果的な文化情報の提供」			
③ 文化芸術を通したまちづくりへの展開	(a) 文化芸術を通じた市民、地域への効果の共有	基本方針4「伝統文化等の継承」 施策2「地域の特色となる文化芸術の形成」	各所管課が、多様な市民が参加できる様々な取り組みを行ったこと、他分野との連携を通して、まちの活気を高めるとともに、文化芸術以外に関心のある層を呼び込むなど、相乗効果をもたらしたことは評価できる。 今後も引き続き、多様な市民が参加できる様々な取り組みを通して、市内での交流の促進に努めるとともに、まちを活性化するような取組を実施されたい。	高校生や大学生などと連携し、イベントの企画や運営を実施していることは評価できる。新型コロナウイルス感染症の状況により新たな交流・連携の拡大は難しいと理解するが、今後に向けた地域の特色となる文化芸術の形成の取組の推進や他分野と結びつけた文化活動・交流の促進を検討されたい。	文化芸術を通したまちづくりへの展開について、多くの関係各部署が関わりながら多岐に渡る多様な事業が展開されており、狭い意味での文化芸術にとどまらず、健康や福祉など他分野と結びつけた取り組みが活発に推進されている点は評価できる。一方で、より多くの市民に届く効果的な広報活動、関係各部署や市内関係者との連携、少子高齢化やオンライン化等地域社会の変化を見据えた従来の事業の見直しなどの課題もある。 また、文化芸術を経済発展の手段としてのみ位置づけるのではなく、文化芸術の価値を重視した事業の展開にも留意が必要である。文化芸術を通した地域の活性化の手法やその評価軸については、今後引き続き検討の余地があるが、総じて行政全体で文化芸術振興に取り組む本市の事業は充実を見せており、今後の展開が期待できる。
	(b) 文化芸術の効果を意識した取組の拡大	基本方針5「交流による活動の拡大・活性化」 施策3「多様な担い手の連携によるまちづくりへの促進」			
	(c) 健康や福祉など、他分野と結びつけた取り組みの推進	基本方針5「交流による活動の拡大・活性化」 施策2「他分野と結びつけた文化芸術活動・交流の促進」			
	(d) 共生社会の実現に向けた取組の推進	基本方針5「交流による活動の拡大・活性化」 施策1「障害者や外国人など多様性への理解と交流の促進」			

3年間(令和元年度～令和3年度)での文化芸術振興推進委員会及び文化芸術振興庁内検討委員会の評価		達成できたこと	達成できなかったこと	今後の課題	
		① 市民に身近な鑑賞機会のあり方	・事業やイベントにおけるオンラインの活用 ・新しい生活様式を踏まえ、工夫を講じた事業やイベントの実施 ・文化芸術に親しむ機会の提供、文化芸術に親しむきっかけづくりとなる事業やイベントの実施	・市民に対する事業やイベントの情報発信	・事業やイベントにおけるオンラインの活用等、より多くの市民が参加できる機会づくり ・オンラインと対面を併用した新たな実施手法での事業やイベントの実施 ・より多くの市民に届くための効果的な情報発信
		② 文化芸術活動の担い手を広げる取組の推進	・ボランティアの育成や活用 ・文化芸術を行う活動団体や大学、関係各部署との連携 ・駅前発信プロジェクトを活用した地域の魅力等の発信	・文化芸術活動の新たな担い手となる活動者の発掘 ・地域で実施している文化芸術活動に関する周知	・民間事業者や親善大使等、発信力のある活動者等との連携 ・文化芸術活動に興味を持ち、より多くの新たな担い手を広げるための効果的な情報発信 ・文化芸術活動者同士が連携・交流できる機会づくり
③ 文化芸術を通したまちづくりへの展開	・高校、大学、関係団体等、様々な主体との連携 ・多摩六都事業等、他分野と結びつけた事業の実施 ・多様な市民が参加し、交流できる事業やイベントの実施	・民間事業者との連携 ・既存事業と他分野を結びつけた事業やイベントの実施	・地域のニーズを把握した様々な主体とのさらなる連携 ・既存事業やイベントと他分野を結びつけた連携 ・文化芸術を通した市民同士のつながりが増える取組の促進		